

東京都VOC対策アドバイザー設置要綱

(制定) 平成17年11月10日
17環改有第395号
(改正) 平成29年4月3日
28環改化第1015号
(改正) 令和3年3月24日
2環改化第750号

(目的)

第1 中小企業者によるVOC排出量削減に向けた自主的取組を支援し、及び促進するため、VOC使用実態に応じた効果的な対策を実践できるよう、主として技術的見地から適切なアドバイスを行う東京都VOC対策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

(アドバイザーの活動内容)

第2 アドバイザーの活動は、次のいずれかとする。

- (1) 都内の事業所におけるVOCの使用実態を把握するとともに、排出抑制のための対策として、工程の改善、原材料の転換、処理装置の導入その他必要な措置に関する具体的な技術的助言を行うこと。
- (2) 都内の事業所におけるVOCの排出抑制対策を講じようとする又は継続しようとするために必要な経営的助言を行うこと。ただし、単独で又は(1)に先立ち実施することはできない。
- (3) 都内の中小企業の従業員等を主な対象とする学習会、説明会その他の会合（以下「学習会等」という。）において、VOCの排出抑制対策に関する説明を行うこと。

(アドバイザーの派遣対象)

第3 アドバイザーの派遣先は、次のいずれかとする。

- (1) 第2(1)又は(2)の活動を行う場合にあっては、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に該当する中小企業者（以下「企業」という。）であり、都内に事業所を有するもの
- (2) 第2(3)の活動を行う場合にあっては、学習会等を主催する団体（地方公共団体を含む。以下「団体」という。）又は企業

(アドバイザーの登録及び公表)

第4 知事は、東京都VOC対策アドバイザー派遣要領（以下「派遣要領」という。）に定める者で、第13に規定する講習を修了した者をアドバイザーとして登録するものとする。なお、アドバイザー名簿は環境局ホームページにおいて公表する。

(アドバイザーの守秘義務)

第5 アドバイザーは、活動上知り得た企業及び団体の秘密を厳守するため、派遣要領の定めるところにより、派遣先企業又は派遣先団体（以下「派遣先企業等」という。）との間での秘密保持契約の締結等、必要な措置をとるものとする。

(受付等)

第6 アドバイザー派遣依頼の受付、助言等（第2(1)の技術的助言、第2(2)の経営的助言又は第2(3)の説明をいう。以下同じ。）に係るアドバイザーの派遣についての要請、派遣先企業等への通知等は、環境改善部化学物質対策課において行うもの

とする。

(派遣依頼手続)

第7 アドバイザーの助言等を受けようとする企業又は団体（以下「企業等」という。）は、派遣要領の定めるところにより、派遣依頼書を知事に提出するものとする。

(派遣手続)

第8 知事は、企業等からの依頼に基づき、アドバイザーの助言等が必要と認めた場合、派遣要領の定めるところにより、アドバイザーに派遣について要請するとともに、当該依頼があった企業等に対し、アドバイザーの派遣の決定を通知するものとする。

2 アドバイザーの派遣は、一企業又は一団体について原則として一人とするが、必要に応じて複数のアドバイザーを派遣することができる。

(職員の同行)

第9 知事は、アドバイザーの活動状況の把握等のため又はその他必要に応じて、派遣先企業等に職員を同行させ、又は派遣させることができる。

(報償費等)

第10 アドバイザーの活動に対する報償費は、派遣要領に定める額とし、第12に規定する知事への報告を確認した上で支払うものとする。なお、アドバイザーの派遣（第2(3)の活動を除く。）に伴う交通実費は、派遣要領の定めるところにより、別途支払うものとする。

(費用負担)

第11 派遣先企業等は、アドバイザーの派遣及びアドバイザーの活動の実施に必要な費用を負担しないものとする。

2 東京都（以下「都」という。）及びアドバイザーは、アドバイザーの助言等に基づき派遣先企業等がVOC排出抑制のための措置等を講じた場合において、当該措置等に必要となる費用を負担しないものとする。

(報告)

第12 アドバイザーは、助言等を行ったときは、その内容を派遣要領の定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(講習)

第13 知事は、アドバイザー登録候補者を対象とし、VOC対策に関する技術動向その他必要な情報を提供するとともに、派遣の目的及び助言等を行う上での留意点等について周知徹底を図るため、講習を実施するものとする。

(金品の授受の禁止)

第14 助言等を受ける派遣先企業等とアドバイザーとの間において、金品の授受を行ってはならない。

(成果の帰属等)

第15 アドバイザーの派遣によって得られた全ての成果は、原則として助言等を受けた派遣先企業等に帰属するものとする。

(免責)

第16 アドバイザーの助言等に基づき派遣先企業等がVOC排出抑制のための措置等を講じる場合にあっては、当該派遣先企業等がその実施内容、規模、時期等を判断

の上自らの責任で当該措置を実施するものとし、都及びアドバイザーは当該措置に起因する当該派遣先企業等の事故、損失等に対し一切の責任を負わないものとする。

(アドバイザーの登録の抹消)

第17 知事は、アドバイザーが活動上知り得た秘密を漏らした場合、その他本事業の目的若しくは内容を逸脱した行為を行ったと認められる場合、又はアドバイザーとしての役割を十分に果たすことができないと認められる場合は、アドバイザーの登録を抹消することができる。

附 則

この要綱は、平成 17 年 11 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 24 日から施行する。